

2026年4月

GIORDANO INTL【N0709】
(Giordano International Limited)
SFC 補償金のお取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、SFC（香港証券先物委員会）の調査により、GIORDANO INTLに関する過去の株式取引に関し規則違反が確認されたことを受け、当時の投資家救済のための補償金について案内がありましたのでご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 補償の内容

SFCによる調査の結果、GIORDANO INTLの過去の株式取引に関し、香港の企業買収に関する規則遵守について問題が指摘された。これを受け、SFCと関係当事者との間で和解が成立し、過去の特定時点においてGIORDANO INTL株式を保有していた株主を対象に、補償金を支払う措置が講じられることとなった。

2. 本補償金のお取り扱い

本補償金は、2016年5月18日および/または2022年9月13日時点で同社株式を保有していた投資家を対象として、当該基準日における保有株数に応じた金額が支払われるものであり、対象株主本人により申請手続きを行う必要があります。弊社を通じてのお手続きはできません。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上
大和証券株式会社